

洋上補給船の液体貨物タンクに関する事項

改正規則

鋼船規則 O 編

改正事項

洋上補給船の液体貨物タンクに関する事項

改正理由

鋼船規則 O 編 7 章には、洋上補給船（OSV: Offshore Supply Vessel）に関する要件を規定しており、その中には、液体貨物タンクに対する容量制限、隔離等に関する要件についても規定している。

当該要件は、IMO の「洋上補給船で危険又は有害な物質を運ぶためのガイドライン」を参考に規定しており、適用対象を危険又は有害な液体物質を運ぶ洋上補給船としているが、一部の要件の適用が不明確となっていた。

このため、液体貨物タンクに関する要件の適用をより明確にすべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 危険又は有害な液体貨物を積載する液体貨物タンクに適用する要件を明確にした。
- (2) 容量制限に関する要件を適用する貨物燃料の条件を明記した。

改正条項

鋼船規則 O 編 7.3.6